

仙台市交通局高速鉄道安全管理規程

平成18年9月29日 仙台市交通局規程第31号

改正 平成20年3月交通局規程第10号, 平成23年4月交通局規程第16号, 平成27年3月交通局規程第11号, 平成27年9月交通局規程第32号, 平成30年4月交通局規程第17号, 令和3年3月交通局規程第1号

目次

前文

第1章 総則(第1条―第4条)

第2章 輸送の安全の確保に関する組織体制(第5条・第6条)

第3章 安全統括管理者等の責務(第7条―第17条)

第4章 輸送の安全の確保に関する業務の実施及び管理の方法(第18条―第24条)

第5章 運転の管理(第25条―第31条)

第6章 施設の管理(第32条・第33条)

第7章 車両の管理(第34条・第35条)

第8章 係員の資質の維持(第36条)

第9章 業務の委託(第37条)

第10章 雑則

(第38条)

附則

駅に、電車の中に、お客様の笑顔がある。

通勤や通学、買物などでのご利用、旅行や友人と再会するために遠方より来仙した際のご利用など本市高速鉄道をご利用いただく目的は様々である。

事業の最大の使命は、多くのお客様を安全かつ快適にお運びすることの積み重ねにより、安心してご利用いただける高速鉄道輸送を提供することである。

多数のお客様にご利用いただく旅客鉄道は、事故や災害などにより一瞬にして大切なお客様の笑顔を奪い、ご家族やご友人などをも深く悲しませる可能性があることを忘れてはならない。

これまでの鉄道の歴史の中で不幸にして発生した事故や災害などを教訓に、本市高速鉄道においてそのような惨事を決して引き起こすことがないように、交通事業管理者及び職員は、安全を最優先する強い意志を持って職務を遂行し、事故の芽となりうるどのような小さな事象でも漫然と見逃すことなく気づき、その認識を共有し、一丸となって安全対策に取り組まなければならない。

ここに、その不断の取り組みを組織全体の安全文化へと昇華させ、安全を最優先とする事業運営を行うため、この規程を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、鉄道事業法(昭和61年法律第92号。以下「法」という。)第18条の3第2項の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき仙台市高速鉄道事業(以下「高速鉄道事業」という。)の運営の方針並びに高速鉄道事業の実施及び管理の体制並びにその方法を定めることにより、安全管理体制を確立し、輸送の安全の水準の維持及び向上を図ることを目的とする。

(平20年3月・改正)

(適用範囲)

第2条 輸送の安全の確保については、関係法令等(法、鉄道営業法(明治33年法律第65号)その他輸送の安全に関する法令、鉄道に関する技術上の基準を定める省令(平成13年国土交通省令第151号。以下「技術基準省令」という。)、仙台市交通局高速鉄道実施基準管理規程(平成14年仙台市交通局規程第15号。以下「実施基準管理規程」という。)及び技術基準省令第3条第1項の規定に基づく実施基準(以下「実施基準」という。)をいう。以下同じ。)に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

(定義)

第3条 この規程において使用する用語は、関係法令等において使用する用語の例による。

(安全に関する基本的な方針)

第4条 交通事業管理者(以下「管理者」という。)は、次項に定める行動規範を率先垂範するとともに、輸送の安全を確保する施策の具体的な計画(以下「安全基本計画」という。)を定め、これを着実に推進するものとする。

2 仙台市交通局職員その他高速鉄道事業に関する業務に従事する者(以下「職員等」という。)の安全に係る行動規範は、次のとおりとする。

- (1) 安全最優先の原則 安全を最優先した職務の遂行及び技能の維持向上に努め、全ての職員等が一致協力して輸送の安全の確保に最大の努力を尽くす。
- (2) 関係法令等の遵守 関係法令等及びこの規程並びに社会的規範を遵守する。
- (3) 状況の認識 輸送の安全に関する状況について、自らが担当する職務はもとより、それ以外の職務についても広く関心を持ち、輸送の安全を脅かす事象を未然に察知するように努める。
- (4) 情報の共有と連携 職務に関係する者との連絡を的確に行い、情報を共有し、かつ、相互に連携する。
- (5) 確認の励行 職務の実施に当たり、憶測によらず確認を徹底し、疑義のあるときは最も安全と思われる取扱いをする。

(6) 事故及び災害時の対応 事故、災害等が発生したときは、被害の拡大を防ぐため迅速に適切な措置を行い、かつ、人命の安全を最優先に行動し、全力を尽くすとともに、運転再開に当たっては、決して先を急ぐことなく安全を最優先に行動する。

(7) 不断の努力 常に問題意識を持って改革に取り組み、職務を遂行する。

- 3 第1項の規定に基づき策定した安全基本計画は、適宜見直すものとし、当該計画、これに基づく取り組みの実績その他輸送の安全に関する情報については、毎年度、これを取りまとめ、安全報告書として公表する。

第2章 輸送の安全の確保に関する組織体制

(管理者の責務)

第5条 管理者は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う。

- 2 管理者は、輸送の安全を確保するための高速鉄道事業の実施及び管理の体制を整備するとともに、高速鉄道事業の実施及び管理の方法を定めるものとする。

- 3 管理者は、運行、要員、投資、予算その他の必要な計画の作成に当たり、次条第2項各号に掲げる者に、輸送の安全の確保の観点から検証を行わせるものとする。

- 4 管理者は、輸送の安全を確保するため、高速鉄道事業の実施及び管理の状況を把握し、必要な改善を行うものとする。

- 5 管理者は、次条第2項第1号に掲げる者のその職務を行う上での意見を尊重するものとする。

- 6 管理者は、事故、事故のおそれのある事態、災害その他輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれのある事態(以下「事故、災害等」という。)の規模又は内容に応じ、対策本部の設置、対応方法その他必要な事項を定め、職員等に周知徹底しなければならない。

(平成20年3月・改正)

(組織体制)

第6条 高速鉄道事業における輸送の安全の確保に関する体制は、別表第1のとおりとする。

- 2 輸送の安全の確保に関する責任者(以下「管理責任者」という。)は、次の各号に掲げるとおりとし、その役割及び権限は、当該各号に定めるところによる。

(1) 安全統括管理者 輸送の安全の確保に関する業務を統括する。

(2) 運転管理者 安全統括管理者の指揮の下、運転に関する事項を統括する。

(3) 乗務員指導管理者 運転管理者の指揮の下、運転士の資質の保持に関する事項を管理する。

(4) 施設管理者 安全統括管理者の指揮の下、施設(車両検査修繕施設を除く。第12条、第32条及び第33条において同じ。)に関する事項を統括する。

(5) 車両管理者 安全統括管理者の指揮の下、車両及び車両検査修繕施設(以下「車両等」

という。)に関する事項を統括する。

(6) 総務部長 輸送の安全の確保に必要な要員及び財務に関する事項を統括する。

(7) 鉄道管理部長 安全統括管理者を補佐し、運輸に関する業務を統括する。

(8) 鉄道技術部長 安全統括管理者を補佐し、施設及び車両に関する業務を統括する。

(9) 高速鉄道安全推進委員会委員長 事故防止に関する事項を統括する。

3 管理責任者の選任又は解任については、これを職員等に周知することにより、輸送の安全の確保に関する責任体制を明確にするものとする。

4 管理責任者は、輸送の安全の確保に関し、運転、施設及び車両に係る計画に必要な基礎的情報その他必要な情報について、管理責任者相互の連絡を緊密にすることにより、各々の業務を適切に遂行し、管理しなければならない。

5 管理責任者が事故等によりその職務を遂行できない場合には、管理者があらかじめ指定した者が臨時にその職務を代行する。

(平成20年3月・平成27年9月・改正)

第3章 安全統括管理者等の責務

(安全統括管理者の選任及び解任)

第7条 管理者は、法第18条の3第2項第4号及び鉄道事業法施行規則(昭和62年運輸省令第6号。以下「施行規則」という。)第36条の4で定める要件を満たす者で安全に関して十分な知識及び経験を有するものの中から、安全統括管理者を選任する。

2 管理者は、安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該安全統括管理者を解任する。

(1) 人事異動等により安全統括管理者の要件を満足しなくなったとき

(2) 法第18条の3第7項の規定に基づく国土交通大臣の解任命令が出されたとき

(3) 身体の故障その他やむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき

(4) 関係法令等又はこの規程に違反する等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき

(安全統括管理者の責務)

第8条 安全統括管理者は、輸送の安全の確保に関し、次に掲げる責務を有する。

(1) 施設、車両及び運転取扱いの安全性並びに相互の部門間の整合性を確保するとともに、輸送の安全の確保を最優先し、高速鉄道事業の実施及び各部門を統括管理すること

(2) 全ての職員等に対し、関係法令等及びこの規程の遵守並びに安全第一の意識を徹底させること

(3) 高速鉄道事業の実施及び管理の状況について、随時、確認を行い、必要な改善の措置

を講じること

(4) 輸送の安全の確保に関する重要な決定に参画し、管理者に対し、輸送の安全の確保に関し、その職務を行う上での必要な意見を述べること

(5) 輸送の安全の確保に関し、事故、災害等その他必要な情報を収集し、管理責任者(安全統括管理者を除く。第18条及び第21条において同じ。)にこれを周知し、又は必要な指示を行うこと

(平成27年9月・改正)

(運転管理者の選任及び解任)

第9条 管理者は、施行規則第36条の5で定める要件を満たす者の中から、運転管理者を選任する。

2 第7条第2項の規定は、運転管理者の解任について準用する。

(運転管理者の責務等)

第10条 運転管理者は、運転関係係員、施設及び車両を総合的に活用し、安全で安定した輸送を確保するため、次に掲げる業務を管理する責務を有する。

(1) 列車設定に係る計画(以下「運行計画」という。)の作成又は変更に関する事項

(2) 運転士の運用に関する事項

(3) 列車の運行の管理に関する事項

(4) 運転士の育成及び運転関係係員の資質の維持管理に関する事項(次条第1項第1号に掲げるものを除く。)

(5) その他運転に関する事項

2 運転管理者は、運転に関する業務のうち運転士の資質の保持に関するものを乗務員指導管理者に補佐させるものとする。

3 運転管理者は、運行計画その他の必要な計画の検討に当たり、運転関係係員、施設及び車両の状況その他の事項を総合的に勘案し、輸送の安全の確保の検証を行うものとする。

4 運転管理者は、輸送の安全の確保に関し、必要な情報をその他の管理責任者に伝達し、又はその他の管理責任者から受けるものとする。

(平成27年3月・9月・改正)

(乗務員指導管理者の責務等)

第11条 乗務員指導管理者は、運転管理者の命を受けて、次に掲げる業務を行う責務を有する。

(1) 運転士の資質(適性、知識及び技能)の維持管理に関する事項

(2) 運転士の資質の充足状況に関する定期的な確認及び運転管理者への報告に関する事項

2 乗務員指導管理者は、運転課富沢乗務区長及び荒井乗務区長をもって充てる。

(平成27年3月・改正)

(施設管理者の責務等)

第12条 施設管理者は、輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれのないように施設を維持管理するため、次に掲げる業務を管理する責務を有する。

- (1) 施設の建設、改良及び保守に係る管理体制に関する事項
 - (2) 施設の整備及び維持管理に係る計画の作成又は変更に関する事項
 - (3) 施設の構造及び仕様、車両の構造及び仕様並びに運転取扱いに係る整合性の確保に関する事項
 - (4) 施設の建設、改良及び保守に係る作業を行う場合の輸送の安全の確保に関する事項
 - (5) 列車の運転の安全に直接影響を与える施設の状態、線路の保全に影響のある気象情報その他の運転管理のために必要となる情報の伝達に関する事項
 - (6) 施設課、電気課、富沢管理事務所及び荒井管理事務所の係員（富沢管理事務所及び荒井管理事務所の車両検修係員を除く。）の資質の維持管理に関する事項
- 2 施設管理者は、施設課長、電気課長、富沢管理事務所長及び荒井管理事務所長をもって充てる。
- 3 施設課長、電気課長、富沢管理事務所長及び荒井管理事務所長の管理する業務の区分は、別に定めるところによる。
- 4 施設管理者は、第1項第2号に掲げる計画その他の必要な計画の検討に当たり、施設課、電気課、富沢管理事務所及び荒井管理事務所の係員（富沢管理事務所及び荒井管理事務所の車両検修係員を除く。）の状況、施設の状況その他の事項を総合的に勘案し、輸送の安全の確保の検証を行うものとする。
- 5 第10条第4項の規定は、施設管理者について準用する。

(平成27年9月・平成30年4月・改正)

(車両管理者の責務等)

第13条 車両管理者は、輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれのないように車両等を維持管理するため、次に掲げる業務を管理する責務を有する。

- (1) 車両等の構造及び機能の改良及び維持に係る管理体制に関する事項
- (2) 車両等の整備及び維持管理に係る計画の作成又は変更に関する事項
- (3) 車両の運用及び検査に係る計画の作成又は変更に関する事項
- (4) 車両等の構造及び仕様、施設の構造及び仕様並びに運転取扱いに係る整合性の確保に関する事項
- (5) 車両の運用及び検査に係る計画と運行計画との調整に関する事項
- (6) 車両課の係員並びに富沢管理事務所及び荒井管理事務所の車両検修係員の資質の維持管理に関する事項

2 車両管理者は、車両課長をもって充てる。

3 車両管理者は、第1項第2号及び第3号に掲げる計画その他の必要な計画の検討に当たり、車両課の係員並びに富沢管理事務所及び荒井管理事務所の車両検修係員の状況、車両等の状況その他の事項を総合的に勘案し、輸送の安全の確保の検証を行うものとする。

4 第10条第4項の規定は、車両管理者について準用する。

(平成30年4月・改正)

(総務部長)

第14条 総務部長は、要員計画、予算計画その他の必要な計画の検討に当たり、職員、施設及び車両の状況その他の事項を総合的に勘案し、輸送の安全の確保の検証を行うものとする。

(平成20年3月・追加・平成27年9月・改正)

(鉄道管理部長)

第15条 鉄道管理部長は、安全統括管理者を補佐し、鉄道管理部の業務について、列車運行に係る安全確保のための適切な措置を講じるものとする。

(平成27年9月・追加)

(鉄道技術部長)

第16条 鉄道技術部長は、安全統括管理者を補佐し、鉄道技術部の業務について、施設及び車両の安全確保のための適切な措置を講じるものとする。

(平成27年9月・追加)

(安全性向上施策の推進に関する組織)

第17条 安全統括管理者の業務を補佐するため、高速鉄道事業の実施及び管理の方法を確認し、事故防止対策その他の安全性の向上を図るための施策を推進する組織として、高速鉄道安全推進委員会を置く。

2 高速鉄道安全推進委員会の体制、運営その他必要な事項については、別に定める。

(平成27年9月・改正)

第4章 輸送の安全の確保に関する業務の実施及び管理の方法

(業務報告)

第18条 安全統括管理者は、輸送の安全の確保に関する業務を統括管理するため、安全を損なう事態等の管理責任者が業務の実施に関し随時報告すべき事項を別に定めるものとする。

2 職員等は、輸送の安全の確保に関し、相互に必要な情報を伝達しなければならない。

(事故、災害等の防止対策の検討)

第19条 安全統括管理者は、事故、災害等に係る情報その他の輸送の安全の確保に資する情報を分析し、及び整理し、事故、災害等の事故防止対策の検討を行うものとする。

(令和3年3月・改正)

- 2 安全統括管理者は、輸送の安全を脅かす事象の再発防止又は安全意識の向上の観点から、前項の検討を通じて周知することが必要であると認める事項について、職員等が共有できるようにしなければならない。

(事故、災害等の報告及び対応)

第20条 管理者及び管理責任者は、事故、災害等の対応方法その他必要な事項をよく理解し、事故、災害等が発生した場合は、必要な措置をとらなければならない。

- 2 管理責任者は、必要に応じ、適切かつ柔軟な判断を行わなければならない。
- 3 事故、災害等の発生を知った職員等は、速やかにあらかじめ定められた方法により、その情報を報告しなければならない。
- 4 管理者は、法令その他の定めにより、関係行政機関に速やかに報告しなければならない。

(監査の実施等)

第21条 安全統括管理者は、高速鉄道事業の実施及び管理の状況を確認するため、別に定めるところにより、監査を実施するものとする。

- 2 安全統括管理者は、前項の規定により実施した監査に基づき、管理責任者に対し業務改善が必要な事項についての的確な措置を講じるように指示しなければならない。
- 3 管理責任者は、前項の規定により指示を受けた事項の措置状況について、その経過及び結果を安全統括管理者に報告しなければならない。

(安全管理体制の維持等のための教育及び訓練)

第22条 安全統括管理者は、安全管理体制の維持又は改善に必要な教育及び訓練の実施の方法について定めなければならない。

(安全管理規程等の整備)

第23条 管理者又は管理責任者は、輸送の安全を確保するため、この規程、実施基準管理規程及び実施基準のほか、施設及び車両の維持並びに運転に関して必要となる規程等を定めるものとする。

(規程等の保管等)

第24条 前条に規定する規程等、施設及び車両の構造、性能等に係る帳票類その他の必要な資料等は、関係する課に備え、適切に保管する。

- 2 安全統括管理者の意見及び輸送の安全の確保に関する方針の作成に当たっての会議の議事録は、別に定めるところにより、適切に保管する。

第5章 運転の管理

(運転の管理体制)

第25条 運転の管理に係る体制は、別表第二のとおりとする。

(運行計画)

第26条 運転管理者は、輸送計画の具体化に当たり、運転曲線を基に次に掲げる事項を勘案し、運行計画を検証するものとする。

- (1) 駅間の所要時間
- (2) 駅における乗降の状況
- (3) 信号設備等による制約条件
- (4) 運転士及び車両の運用に係る制約条件
- (5) その他運行計画の円滑な実施に係る事項

2 前項の運転曲線は、使用する車両の性能(加速及び減速、最高速度並びに曲線通過性能)、曲線及びこう配等の線路条件並びに運転士の操縦状況を考慮したものでなければならない。

3 運行計画の作成又は変更については、前2項の規定によるほか、別に定めるところによる。

4 運転管理者は、車両管理者及び施設管理者との連携を図り、運行計画の作成又は変更に必要な車両の性能、線路条件等の速度の制約条件に係る帳票類を整備するものとする。

(運転士の運用計画)

第27条 運転士の運用については、運転士の心身の健康状態を考慮し、労働時間、乗務時間等が平準化されるように計画しなければならない。

(運転士の資格要件の管理)

第28条 乗務員指導管理者は、運転士の資質の充足状況について、運転管理者から示された管理の方針等に基づき、継続的かつ定期的に確認するものとする。

2 乗務員指導管理者は、前項の確認を通じて、運転士の身体機能、精神機能、知識及び技能について、資格要件に適合していないおそれがあると認められる場合については、乗務の一時停止等の措置を講じるとともに、その状況を取りまとめ、運転管理者に報告するものとする。

3 運転管理者は、運転士の資質の充足状況に疑義のある報告を受けた場合は、乗務員指導管理者の意見を踏まえ、速やかに対応措置等を決定しなければならない。

4 第2項の規定により乗務を一時的に停止した運転士のうち知識及び技能に関する教育及び訓練により資質の向上が期待されるものについて、乗務員指導管理者は、教育計画を作成し、教育終了後にその効果の確認を行い、及び再乗務の可否の判断を行うものとする。

(運転士の資質の報告)

第29条 運転管理者は、鉄道事業動力車操縦者資質管理報告規則(平成18年国土交通省令第79号。以下「資質管理報告規則」という。)第2条第1項に基づく地方運輸局長に報告するための運転士の資質の管理状況について、同条第2項第4号から第6号に掲げる事項を取りまとめなければならない。

- 2 運転管理者は、資質管理報告規則第3条各号に掲げる事態が発生した場合には、地方運輸局長に報告すべき事項を遅滞なく取りまとめなければならない。

(列車の運行の体制)

第30条 運転管理者は、組織、路線及び運行の形態、施設の状況等を勘案し、次に掲げる事項に関する管理の方法その他必要な事項を別に定めるものとする。

- (1) 輸送混乱時の運行状況の把握
 - (2) 運転整理等の運行計画の臨時変更
 - (3) 閉そく方式の変更等の運転保安上の重要な指示
 - (4) 異常気象等の情報収集及び伝達
 - (5) 列車運行に支障を及ぼすおそれのある工事等の着手承認及び終了後の運行の可否に係る情報連絡
- 2 列車等の運転に直接関係する作業を行う係員は、列車の運行状況、線路の状況、異常気象等の情報の把握に努め、列車の安全な運行に支障を及ぼすおそれがあるときは、全てに優先して迅速かつ的確な措置を講じなければならない。
- 3 事故、災害等により線路内で作業を行うため運行を一時停止した区間の運行の再開については、現場の安全確認がなされた後、運転管理者の指示によってこれを行うものとする。
- 4 事故、災害等により列車の運行が乱れたときに運行計画を臨時に変更する場合は、運転管理者の指示によってこれを行うものとし、別に定めるところにより、関係者相互の連絡及び確認を行うものとする。
- 5 運転管理者は、台風その他の異常気象により列車の運行に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、運行計画にかかわらず、安全統括管理者の指示等に基づき、運行の停止その他の適切な措置を講じるものとする。
- 6 列車の運行状況、関係各課との連絡その他の運行を的確に行うための措置等に関する情報については、これを記録し、保存する。

(事故、災害等の緊急事態が発生した場合の処置)

第31条 職員等は、事故、災害等その他の緊急を要する事態が発生したときは、被害者の救済その他被害の拡大防止のため、別に定めるところにより、迅速かつ的確に対応しなければならない。

- 2 運転管理者は、救急活動等のため、列車等の運転に直接関係する作業を行う係員以外の者が線路内に立ち入る必要があるときは、運行の停止その他の輸送の安全の確保のための措置を講じなければならない。

第6章 施設の管理

(施設の管理の体制)

第32条 施設の管理に係る体制は、別表第3のとおりとする。

- 2 施設管理者は、施設の建設又は改良に当たり、安全性及び信頼性の向上の必要性、車両並びに将来の運行計画との整合性等を勘案し、施設の整備に係る計画を作成するとともに、安全統括管理者に報告するものとする。
- 3 施設管理者は、施設の建設又は改良の実施及びその竣工検査に当たっては、関係各課との連携を密にし、輸送の安全の確保に支障が生じないようにしなければならない。
- 4 施設管理者は、あらかじめ定めた周期により施設の検査を確実に実施し、その結果に基づき施設の維持管理に係る計画を作成又は変更したときは、安全統括管理者に報告するものとする。

(工事等を行う場合の安全確保)

第33条 施設管理者は、施設の建設改良、保守及び検査(以下「工事等」という。)を行うに当たっては、工事等の計画段階から列車の運行の安全確保及び触車事故防止の観点に立ち、工事等の内容について確認しなければならない。

- 2 工事等に関係する業務を行う係員(請負業者を含む。以下「工事等係員」という。)は、工事等の施工段階において、関係各課又は請負業者と作業内容、作業方法、作業手順等について十分な協議を行うものとする。
- 3 工事等係員は、作業着手前、作業中又は作業終了後において、別に定めるところにより、列車の運行状況、作業後の安全その他の必要な事項を確認し、及び連絡するものとする。
- 4 安全統括管理者は、路線閉鎖中又は保守間合いにおいて工事等を行う場合は、その手続き等に関する事項を定め、これを工事等係員に周知徹底するものとする。
- 5 運転管理者は、工事等係員に対し、工事等に伴う列車の安全確保のため、列車の運行状況その他の必要な情報を提供しなければならない。
- 6 施設管理者は、他の鉄道事業者等において発生した事故等に係る情報の入手に努め、周知を図るものとする。
- 7 施設管理者は、安全に使用できる状態でない施設を使用させないようにするため、別に定めるところにより、これを周知徹底するものとする。
- 8 施設管理者は、運転管理者その他必要な者に対し、列車の運行に支障を及ぼすおそれのあるときは、速やかにその情報を連絡しなければならない。

第7章 車両の管理

(車両の管理の体制)

第34条 車両の管理に係る体制は、別表第4のとおりとする。

- 2 車両管理者は、車両等の構造及び機能の状況、安全性及び信頼性の向上の必要性、施設並びに将来の運行計画との整合性等を勘案し、車両等の維持管理に係る計画を作成するとともに、安全統括管理者に報告するものとする。
- 3 車両管理者は、車両等の新造又は改良の実施に当たっては、施工中の安全確保、完了検査の方法その他必要な事項を定め、これを周知徹底するものとする。
- 4 車両管理者は、あらかじめ定めた周期により車両の検査を確実に実施し、その結果に基づき、車両を安全に運転できる状態に保持しなければならない。
- 5 車両管理者は、安全に運転できる状態にない車両を使用させないようにするため、別に定めるところにより、これを周知徹底するものとする。

(車両の運用計画)

第35条 車両の運用については、車両の構造及び性能、線路構造、運転保安設備、車両の検査等を考慮し、輸送の安全の確保に支障を生じないように計画しなければならない。

第8章 係員の資質の維持

(係員の資質の維持管理等)

第36条 列車等の運転に直接関係する作業を行う係員並びに施設及び車両の保守その他これに類する作業を行う係員の資質の維持及び管理については、実施基準管理規程第11条に定めるところによる。

- 2 列車等の運転に直接関係する作業を行う係員を監督する職にある者は、別に定めるところにより、作業前、作業中その他適当なときに、運転上必要な事項について、報告を求め、又は指示を与えるものとする。

第9章 業務の委託

(業務の委託の管理等)

第37条 管理責任者は、列車等の運転に直接関係する作業に関する業務並びに施設及び車両の保守その他これに類する作業に関する業務を委託する場合は、委託業務の種類、範囲、管理体制(異常時における連絡通報体制を含む。)、教育及び訓練の体制その他必要な事項を定め、管理するものとする。

第10章 雑則

(施行細則)

第38条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月・改正)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年4月・改正)

この規程は、平成23年5月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月・改正)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年9月・改正)

この規程は、平成27年9月7日から施行する。

附 則 (平成30年3月・改正)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

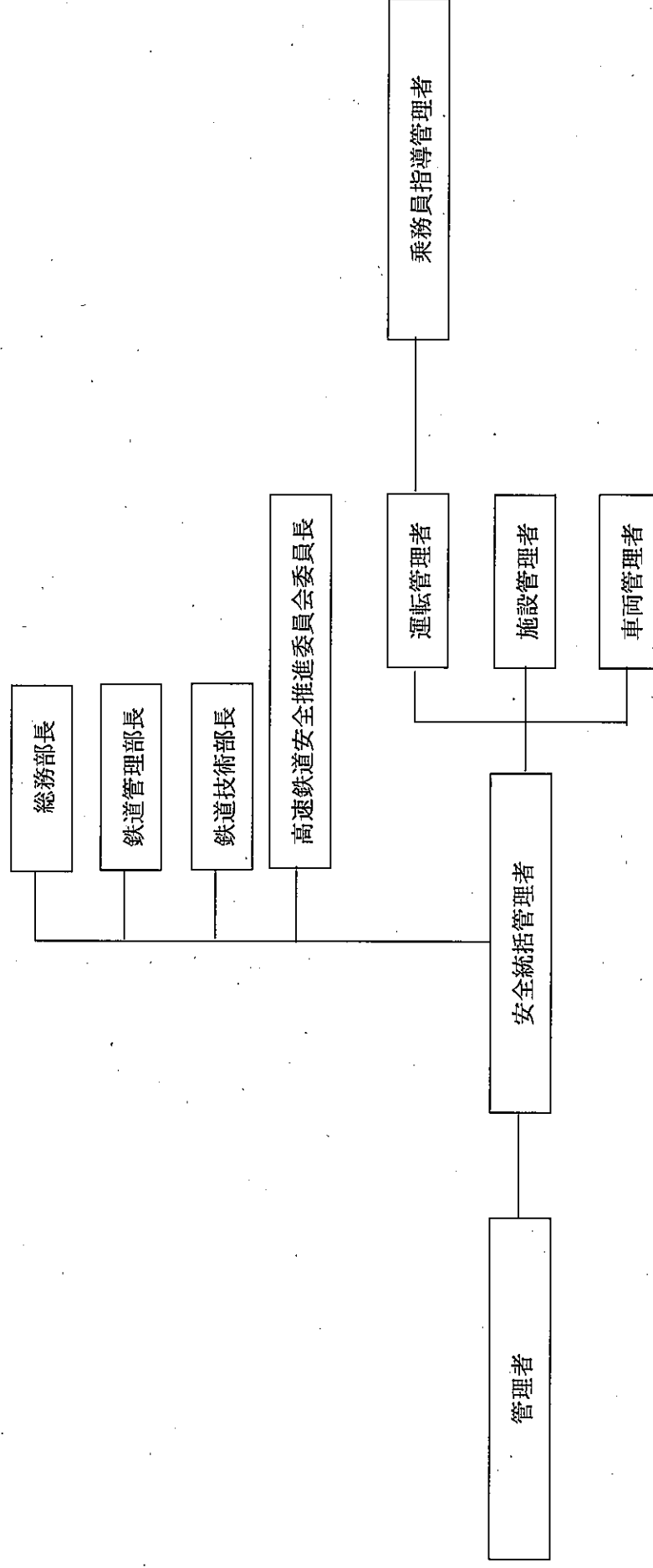
附 則 (令和3年3月・改正)

この規程は、令和3年3月15日から施行する。

別表第一（第六条関係）

輸送の安全の確保に関する体制図

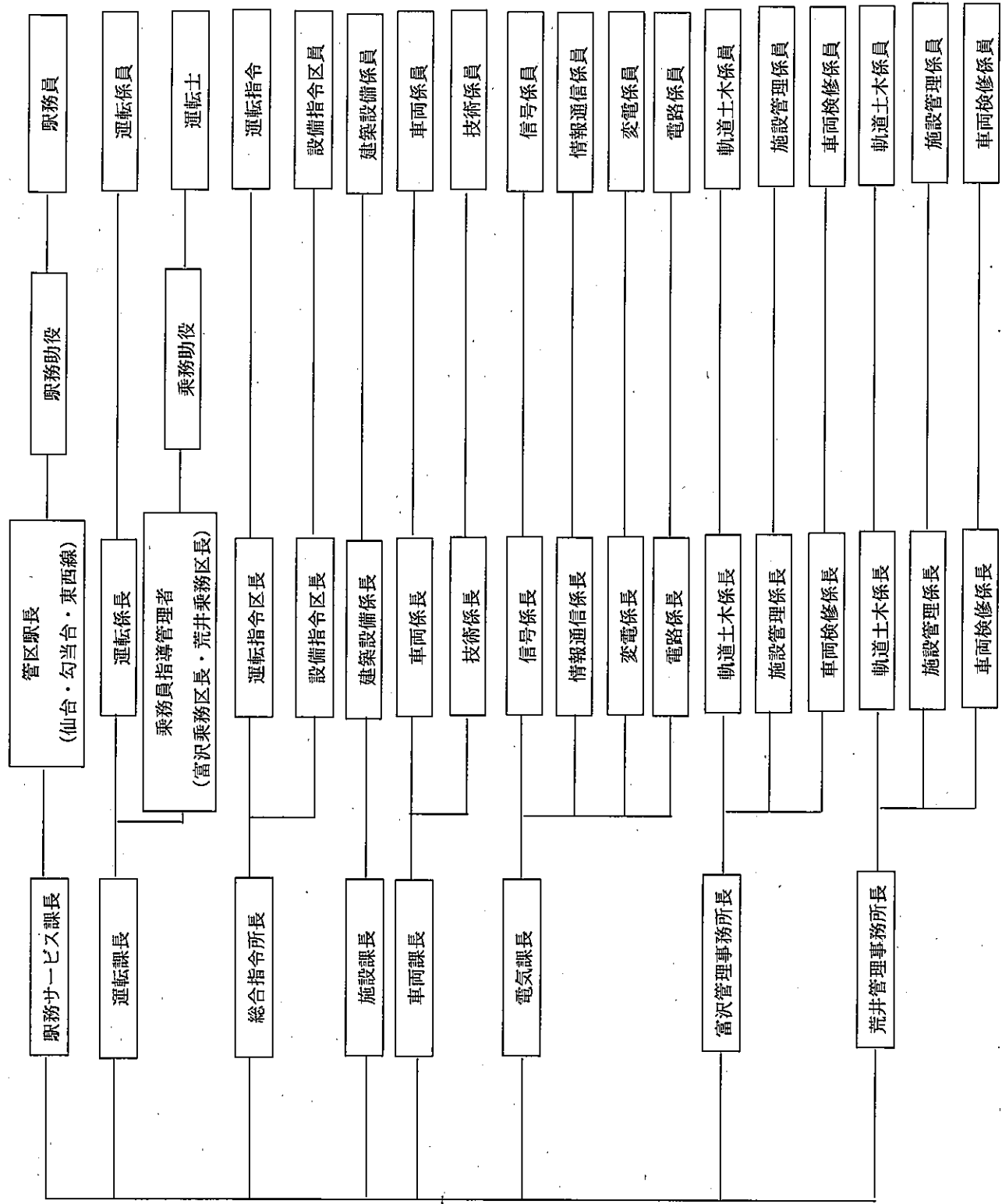
指揮命令系統



別表第二（第二十五条関係）

運転の管理に係る体制図

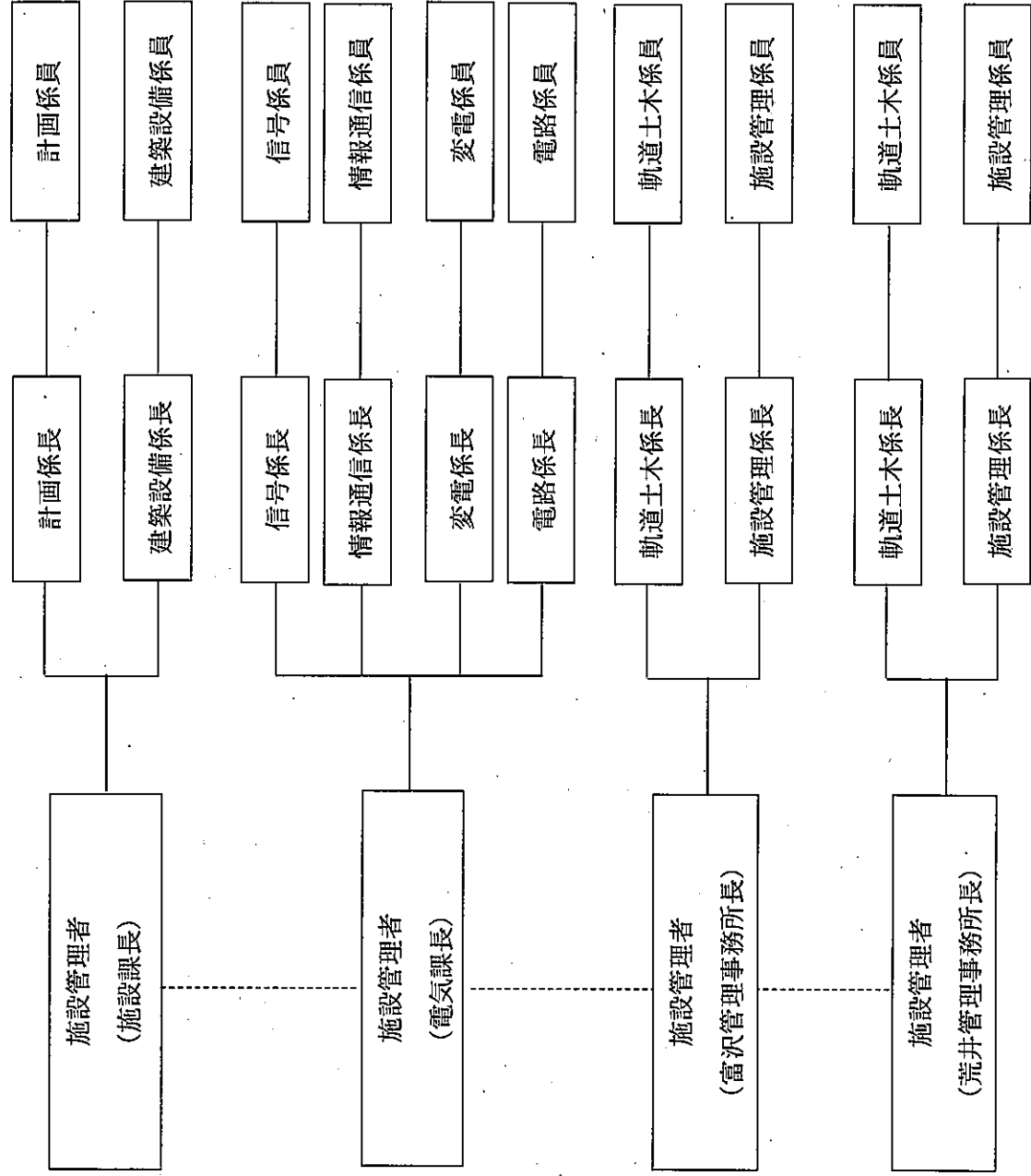
—— 指揮命令系統



別表第三（第三十二条関係）

施設の管理に係る体制図

—— 指揮命令系統
 ---- 連絡系統



別表第四（第三十四条関係）
車両の管理に係る体制図

—— 指揮命令系統
----- 連絡系統

